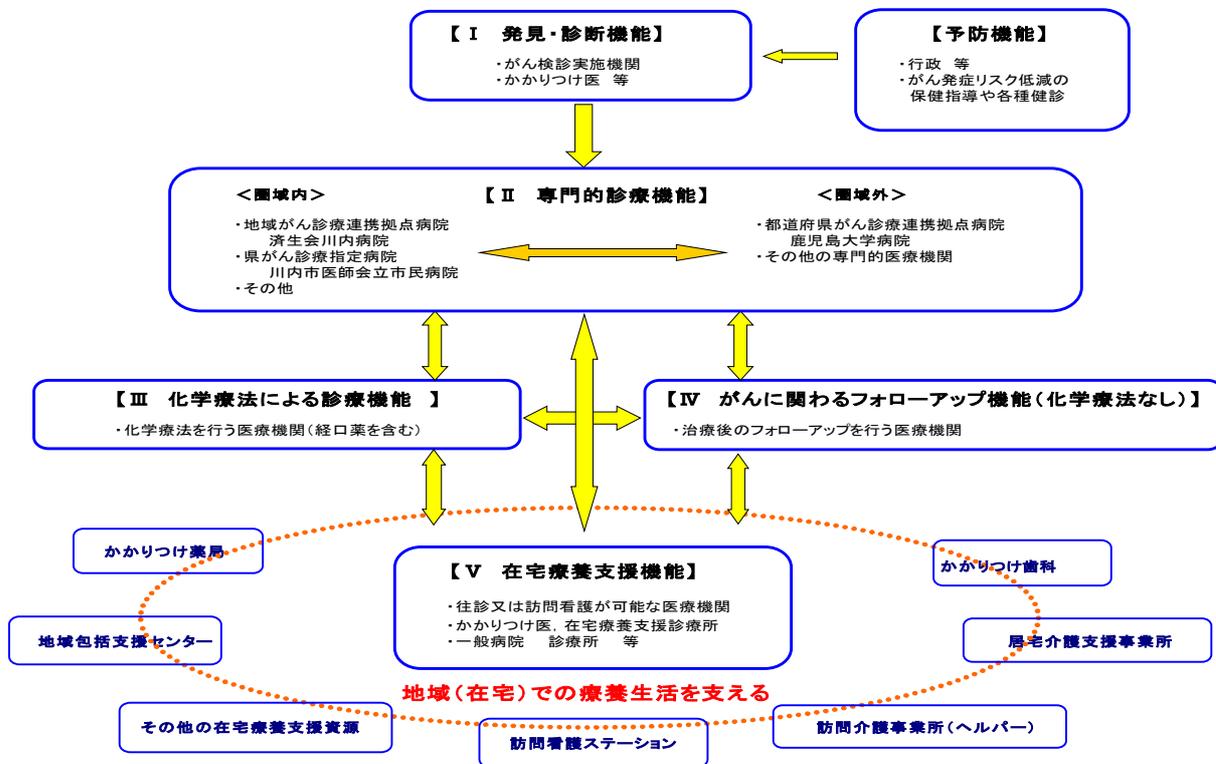


【川薩保健医療圏】

【図表資-5-77】川薩保健医療圏 がんの医療連携体制図

川薩圏域 がんの医療連携体制図



[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-78】川薩保健医療圏 がんの医療機能基準

| |
|---|
| <p>【Ⅰ 発見・診断機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「がん」あるいは「がんを疑う」病変の診断が可能である。 |
| <p>【Ⅱ 専門的診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの確定診断が可能である。 ○ 手術および化学療法が実施できる。 ○ 放射線治療が実施できる（他院への放射線治療依頼を含む）。 ○ 緩和ケア（医療用麻薬の供給体制の整備等）を行っている。 |
| <p>【Ⅲ 化学療法による診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プロトコールに従ってがん化学療法が実施できる（注射または経口薬）。 ○ 化学療法中の副作用に対する経過観察や急変時の対処が可能である。 |
| <p>【Ⅳ がんに関わるフォローアップ機能（化学療法なし）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治療後の経過観察ができる。 ○ 無治療患者の経過観察ができる。 ○ 必要に応じて専門的診療施設と連携がとれる。 |
| <p>【Ⅴ 在宅療養支援機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 往診あるいは訪問看護により、患者の在宅での支援が可能である。 ○ 終末期ケア（看取りを含む）が可能であることが望ましい。 ○ 訪問看護ステーション、在宅医療支援薬局（かかりつけ薬局）、歯科医等と情報を共有し連携していることが望ましい。 |

[北薩地域振興局作成]